ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
栃木労働局

～今月のおすすめ情報～

栃木労働局「今月(11月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】
栃木労働局トップページ
＞ 今月のおすすめ情報

栃木労働局の公式SNS↓



① 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！
実施期間　１１月1日(日)～11月30日(月)

●過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施

○過重労働相談受付集中期間【11月１日（日）～11月７日（土）（日、祝を除く）】
栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署（開庁時間　平日８：30～17：15）

はい！　ろうどう
○労働条件相談ほっとライン：0120－811－610（フリーダイヤル）
（月～金　17：00～22：00　土、日・祝　９：00～21：00）

○特別労働相談受付日【令和８年11月７日（土）９：00～17：00】
過重労働解消相談ダイヤル　：0120-794-713（フリーダイヤル）
なくしましょう 長い残業

●栃木労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

○長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組む企業を栃木労働局長が訪問し、取組内容について労使と対談します。　訪問先：株式会社三洋製作所（宇都宮市西川田町703-1）

② 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

○「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を１人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、１１月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

また、厚生労働省が一般社団法人全国労働保険事務組合連合会に労働保険未手続事業一掃業務を委託していることから、栃木労働局においても一般社団法人全国労働保険事務組合連合会栃木支部と連携して未手続事業場の解消を図っておりますので、労働保険事務組合の「労働保険未手続事業一掃推進員」が個別訪問等により手続勧奨にあたっています。

詳しくはこちら



③ 【栃木県最低賃金】10月1日から時間額1,125円に改正しました！

○栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
○一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
○「塗料製造業」を除く栃木県特定最低賃金は栃木県最低賃金を下回るため当面の間、栃木県最低賃金が適用になります。
○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。



＊賃上げ支援助成金パッケージ:生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

（※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください）

＊働き方改革推進支援センター相談窓口:中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

[問合せ] 栃木働き方改革推進支援センター　TEL0120-800-590

栃木県最低賃金特設ページ☞

「賃上げ」支援助成金パッケージについてはこちら☞



④ 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します！

日　時

令和８年11月20日(金)　14：00～16:30 (受付開始　13：00)

会　場

白鷗大学 白鷗国際ホール（本キャンパス東館１階）
栃木県小山市駅東通り２－２－２

プログラム

- **栃木労働局より現状の報告**
- **[大学生講演]ワーク・ライフ・バランスに関するハンドブックの紹介**
 白鷗大学（法学部）畑中ゼミ生
- **過労死を考える家族の会体験談**
- **[基 調 講 演]職場でメンタル不調を出さないために**
 大室正志　氏（大室産業医事務所 代表）

対　象

企業の人事・労務担当者・企業経営者・働くすべての方々とそのご家族様・学生

申込方法

二次元コードを読み取り、HPからお申し込みください。参加費は無料です。





【問合せ】栃木労働局 監督課　TEL：028-634-9115

⑤ 11月は「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」です！

　発注者による適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などにより、受注者に負担が生じる「しわ寄せ」が問題となっております。
　このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。
　発注者、受注者の共存共栄の考えのもと、コストや時間などの適正な発注をお願いします。

「しわ寄せ」防止特設サイト👇



⑥「死亡災害多発警報」を発令しました！

　栃木県内における業務中の死亡災害は令和８年８月末時点で18人と、前年同期の12人から大幅に増加するとともに、過去15年間の同時期と比較しても最多となっています。特に７月からわずか２か月で10人もの尊い命が奪われる大変憂慮すべき事態となっています。

　栃木労働局としては、こうした事態を重く捉え、これ以上尊い生命が業務中の災害によって失われることのないよう、令和８年９月１日に「死亡災害多発警報」を発令し、交通事故対策の徹底、高年齢者対策の推進及び安全対策の徹底を取組むこととしました。